

◎労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針
新旧対照表

改正案	現行
1 (略) 2 対象物質 (CAS 登録番号) この指針において、対象物質 (CAS 登録番号) は、2-アミノ-4-クロロフェノール (95-85-2)、アントラセン (120-12-7)、2, 3-エポキシ-1-プロパノール (556-52-5)、塩化アリル (107-05-1)、オルト-フェニレンジアミン及びその塩 (95-54-5 ほか)、キノリン及びその塩 (91-22-5 ほか)、1-クロロ-2-ニトロベンゼン (88-73-3)、クロロホルム (67-66-3)、酢酸ビニル (108-05-4)、四塩化炭素 (56-23-5)、1, 4-ジオキサン (123-91-1)、<u>1, 2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン) (107-06-2)</u>、1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン (89-61-2)、2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン (611-06-3)、1, 2-ジクロロプロパン (78-87-5)、<u>ジクロロメタン (別名二塩化メチレン) (75-09-2)</u>、N, N-ジメチルアセトアミド (127-19-5)、<u>ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (別名 D D V P) (62-73-7)</u>、N, N-ジメチルホルムアミド (68-12-2)、<u>スチレン (100-42-5)</u>、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン) (79-34-5)、<u>テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン) (127-18-4)</u>、1, 1, 1-トリクロロエタン (71-55-6)、<u>トリクロロエチレン (79-01-6)</u>、ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル (2426-08-6)、パラ-ジクロルベンゼン (106-46-7)、パラ-ニトロアニソール (100-17-4)、パラ-ニトロクロルベンゼン (100-00-5)、ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン-水和物 (302-01-2、7803-57-8 ほか)、ビフェニル (92-52-4)、2-ブテナール (123-73-9、4170-30-3 及び 15798-64-8)、1-ブロモ-3-クロロプロパン (109-70-6)、<u>1-ブロモブタン (109-65-9) 並びにメチルイソブチルケトン (108-10-1) をいう。</u> (以下略)	1 (略) 2 対象物質 (CAS 登録番号) この指針において、対象物質 (CAS 登録番号) は、2-アミノ-4-クロロフェノール (95-85-2)、アントラセン (120-12-7)、2, 3-エポキシ-1-プロパノール (556-52-5)、塩化アリル (107-05-1)、オルト-フェニレンジアミン及びその塩 (95-54-5 ほか)、キノリン及びその塩 (91-22-5 ほか)、1-クロロ-2-ニトロベンゼン (88-73-3)、クロロホルム (67-66-3)、酢酸ビニル (108-05-4)、四塩化炭素 (56-23-5)、1, 4-ジオキサン (123-91-1)、<u>1, 2-ジクロルエタン (別名二塩化エチレン) (107-06-2)</u>、1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン (89-61-2)、2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン (611-06-3)、1, 2-ジクロロプロパン (78-87-5)、<u>ジクロロメタン (75-09-2)</u>、N, N-ジメチルアセトアミド (127-19-5)、N, N-ジメチルホルムアミド (68-12-2)、<u>テトラクロルエチレン (別名パークロルエチレン) (127-18-4)</u>、1, 1, 1-トリクロルエタン (71-55-6)、ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル (2426-08-6)、パラ-ジクロルベンゼン (106-46-7)、パラ-ニトロアニソール (100-17-4)、パラ-ニトロクロルベンゼン (100-00-5)、ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン-水和物 (302-01-2、7803-57-8 ほか)、ビフェニル (92-52-4)、2-ブテナール (123-73-9、4170-30-3 及び 15798-64-8)、1-ブロモ-3-クロロプロパン (109-70-6) <u>並びに 1-ブロモブタン (109-65-9) をいう。</u> (以下略)

3 対象物質へのばく露を低減するための措置について

- (1) N, N-ジメチルホルムアミド及び1, 1, 1-トリクロルエタン（以下「N, N-ジメチルホルムアミドほか1物質」という。）又はこれらのいずれかをその重量の1パーセントを超えて含有するもののうち、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第1条第1項第1号に規定する有機溶剤の含有量がその重量の5パーセントを超えるもの（以下「N, N-ジメチルホルムアミド等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、有機則第1条第1項第6号に規定する有機溶剤業務（以下「N, N-ジメチルホルムアミド等有機溶剤業務」という。）については、労働者のN, N-ジメチルホルムアミドほか1物質へのばく露の低減を図るため、設備の密閉化、局所排気装置の設置等既に有機則において定める措置のほか、次の措置を講ずること。

ア 事業場におけるN, N-ジメチルホルムアミド等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

(ア) 作業環境管理

- ① 使用条件等の変更
- ② 作業工程の改善

(イ) 作業管理

- ① 労働者がN, N-ジメチルホルムアミドほか1物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- ② 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- ③ N, N-ジメチルホルムアミドほか1物質にばく露される時間の短縮

イ N, N-ジメチルホルムアミド等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。

ウ・エ (略)

(2) (略)

(3) クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジ

3 対象物質へのばく露を低減するための措置について

- (1) クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロルエタン、ジクロロメタン、N, N-ジメチルホルムアミド、テトラクロルエチレン及び1, 1, 1-トリクロルエタン（以下「クロロホルム」という。）又はこれらの重量の5パーセントを超えて含有するもの（以下「クロロホルム等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第1条第1項第6号に規定する有機溶剤業務（以下「クロロホルム有機溶剤業務」という。）については、労働者のクロロホルムへのばく露の低減を図るため、設備の密閉化、局所排気装置の設置等既に有機則において定める措置のほか、次の措置を講ずること。

ア 事業場におけるクロロホルム等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

(ア) 作業環境管理

- ① 使用条件等の変更
- ② 作業工程の改善

(イ) 作業管理

- ① 労働者がクロロホルムにばく露しないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- ② 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- ③ クロロホルムにばく露される時間の短縮

イ クロロホルム等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。

ウ・エ (略)

(2) (略)

(3) 1, 2-ジクロロプロパン又は1, 2-ジクロロプロパンをそ

クロロエタン、1，2－ジクロロプロパン、ジクロロメタン、ジメチル－2，2－ジクロロビニルホスフェイト、スチレン、1，1，2，2－テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトン（以下「クロロホルムほか 11 物質」という。）又はクロロホルムほか 11 物質のいずれかをその重量の 1 パーセントを超えて含有するもの（以下「クロロホルム等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、特化則第 2 条の 2 第 1 号イに規定するクロロホルム等有機溶剤業務、同号ハに規定する 1，2－ジクロロプロパン洗浄・払拭業務及びジメチル－2，2－ジクロロビニルホスフェイト又はこれをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を成形し、加工し、又は包装する業務のいずれにも該当しない業務（以下「クロロホルム等特化則適用除外業務」という。）については、労働者のクロロホルムほか 11 物質へのばく露の低減を図るため、次の措置を講ずること。

ア 事業場におけるクロロホルム等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、危険性又は有害性等の調査等を実施し、その結果に基づいて、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

（ア）作業環境管理

- ① 使用条件等の変更
- ② 作業工程の改善
- ③ 設備の密閉化
- ④ 局所排気装置等の設置

（イ）作業管理

- ① 作業を指揮する者の選任
- ② 労働者がクロロホルムほか 11 物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- ③ 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- ④ クロロホルムほか 11 物質にばく露される時間の短縮

イ 上記アによりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当該装置等の管理を行うこと。

（ア）局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に

の重量の 1 パーセントを超えて含有するもの（以下「1，2－ジクロロプロパン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等（屋内作業場及び有機則第 1 条第 2 項各号に掲げる場所をいう。）において行う 1，2－ジクロロプロパン等を用いた洗浄又は払拭の業務（4（2）及び 5（1）において「1，2－ジクロロプロパン洗浄・払拭業務」という。）以外の業務については、労働者の1，2－ジクロロプロパンへのばく露の低減を図るため、次の措置を講ずること。

ア 事業場における対象物質等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、危険性又は有害性等の調査等を実施し、その結果に基づいて、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

（ア）作業環境管理

- ① 使用条件等の変更
- ② 作業工程の改善
- ③ 設備の密閉化
- ④ 局所排気装置等の設置

（イ）作業管理

- ① 作業を指揮する者の選任
- ② 労働者が対象物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- ③ 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- ④ 対象物質にばく露される時間の短縮

イ 上記アによりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当該装置等の管理を行うこと。

（ア）局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に

稼働させること。

- (イ) 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。
(ウ) クロロホルム等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。

ウ・エ (略)

- (4) 対象物質等 (クロロホルム等を除く。(4) 及び 4 (3) において同じ。) を製造し、又は取り扱う業務 (N, N-ジメチルホルムアミド等有機溶剤業務及びパラ-ニトロクロルベンゼン製造・取扱い業務を除く。(4) 及び 4 において同じ。) については、労働者の対象物質 (クロロホルムほか 11 物質を除く。(4) 及び 4 (3) において同じ。) へのばく露の低減を図るため、次の措置を講ずること。

ア～エ (略)

4 作業環境測定について

- (1) N, N-ジメチルホルムアミド等有機溶剤業務については有機則に定めるところにより、パラ-ニトロクロルベンゼン製造・取扱い業務については特化則に定めるところにより、作業環境測定及び測定の結果の評価を行うこととするほか、作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を 30 年間保存するよう努めること。
(2) クロロホルム等特化則適用除外業務については、次の措置を講ずること。

ア 屋内作業場について、クロロホルムほか 11 物質の空気中における濃度を定期的に測定すること。なお、測定は作業環境測定士が実施することが望ましい。また、測定は 6 月以内ごとに 1 回実施するよう努めること。

イ・ウ (略)

- (3) (略)

5 労働衛生教育について

- (1) 対象物質等を製造し、又は取り扱う業務 (特化則第 2 条の 2 第 1 号イに規定するクロロホルム等有機溶剤業務、同号ハに規定する1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務及びジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト又はこれをその重量の 1 パーセ

稼働させること。

- (イ) 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。
(ウ) 対象物質等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。

ウ・エ (略)

- (4) 対象物質等 (1, 2-ジクロロプロパン等を除く。(4) 及び 4 (3) において同じ。) を製造し、又は取り扱う業務 (クロロホルム有機溶剤業務及びパラ-ニトロクロルベンゼン製造・取扱い業務を除く。(4) 及び 4 において同じ。) については、労働者の対象物質 (1, 2-ジクロロプロパンを除く。(4) 及び 4 (3) において同じ。) へのばく露の低減を図るため、次の措置を講ずること。

ア～エ (略)

4 作業環境測定について

- (1) クロロホルム有機溶剤業務については有機則に定めるところにより、パラ-ニトロクロルベンゼン製造・取扱い業務については特化則に定めるところにより、作業環境測定及び測定の結果の評価を行うこととするほか、作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を 30 年間保存するよう努めること。

- (2) 1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務以外の業務については、次の措置を講ずること。

ア 屋内作業場について、1, 2-ジクロロプロパンの空気中における濃度を定期的に測定すること。なお、測定は作業環境測定士が実施することが望ましい。また、測定は 6 月以内ごとに 1 回実施するよう努めること。

イ・ウ (略)

- (3) (略)

5 労働衛生教育について

- (1) 対象物質等を製造し、又は取り扱う業務 (1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務を除く。6 において同じ。) に従事している労働者に対しては速やかに、また、当該業務に従事させることとなった労働者に対しては従事させる前に、次の事項について労

ントを超えて含有する製剤その他の物を成形し、加工し、又は包装する業務を除く。6において同じ。）に従事している労働者に対しては速やかに、また、当該業務に従事させることとなった労働者に対しては従事させる前に、次の事項について労働衛生教育を行うこと。

ア～キ （略）

(2) （略）

6 （略）

7 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について

(1) 対象物質等のうち、労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の 2 の規定の対象となるもの（以下「表示・通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する場合は、これらの規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート（以下「SDS」という。）の交付等により名称等を通知すること。また、SDS の交付等により表示・通知対象物の名称等を通知された場合は、同法第 101 条第 2 項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。さらに、労働者（表示・通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者を含む。）に表示・通知対象物を取り扱わせる場合は、化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針（平成 24 年厚生労働省告示第 133 号。以下「表示・通知促進指針」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うこと。このほか、労働者（表示・通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者をいう。以下（1）において同じ。）に表示・通知対象物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第 4 条第 5 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づき、SDS を作成するとともに、その記載事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

(2) 対象物質等のうち、労働安全衛生法第 57 条の 2 の規定の対象となるもの（同法第 57 条の規定の対象となるものを除く。以下「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する場合は、同法第 57 条の 2 の規定に基づき、相手方に SDS の交付等により名称等を通知すること。また、SDS の交付等により通知対象物の名称

労働衛生教育を行うこと。

ア～キ （略）

(2) （略）

6 （略）

7 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について

(1) 対象物質等のうち、労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の 2 の規定の対象となるもの（以下「表示・通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する場合は、これらの規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート（以下「SDS」という。）の交付等により名称等を通知すること。また、SDS の交付等により表示・通知対象物の名称等を通知された場合は、同法第 101 条第 2 項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。さらに、労働者（表示・通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者を含む。）に当該物を取り扱わせる場合は、化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針（平成 24 年厚生労働省告示第 133 号。以下「表示・通知促進指針」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うこと。このほか、労働者（表示・通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者をいう。以下（1）において同じ。）に当該物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第 4 条第 5 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づき、SDS を作成するとともに、その記載事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

(2) 対象物質等のうち、労働安全衛生法第 57 条の 2 の規定の対象となるもの（同法第 57 条の規定の対象となるものを除く。以下「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する場合は、同法第 57 条の 2 の規定に基づき、相手方に SDS の交付等により名称等を通知すること。また、SDS の交付等により通知対象物の名称

等を通知された場合は、同法第 101 条第 2 項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。さらに、通知対象物を譲渡し、若しくは提供する場合又は労働者（通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者を含む。）に通知対象物を取り扱わせる場合は、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 24 条の 14 の規定又は表示・通知促進指針第 4 条第 1 項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うこと。このほか、労働者（通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者をいう。以下（2）において同じ。）に通知対象物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第 4 条第 5 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づき、SDS を作成するとともに、その記載事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

- (3) 対象物質等のうち、上記（1）及び（2）以外のもの（以下「表示・通知努力義務対象物」という。）を譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生規則第 24 条の 14 及び第 24 条の 15 並びに表示・通知促進指針第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に SDS の交付等により名称等を通知すること。また、労働者（表示・通知努力義務対象物を製造し、又は取り扱う事業者の労働者を含む。以下同じ。）に表示・通知努力義務対象物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づき、容器又は包装に名称等を表示するとともに、譲渡提供者から通知された事項（表示・通知努力義務対象物を製造し、又は輸入する事業者にあつては、表示・通知促進指針第 4 条第 5 項の規定に基づき作成した SDS の記載事項）を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

（削る）

等を通知された場合は、同法第 101 条第 2 項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。さらに、通知対象物を譲渡し、若しくは提供する場合又は労働者（当該物を製造し、又は輸入する事業者の労働者を含む。）に当該物を取り扱わせる場合は、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 24 条の 14 の規定又は表示・通知促進指針第 4 条第 1 項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うこと。このほか、労働者（通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者をいう。以下（2）において同じ。）に当該物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第 4 条第 5 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づき、SDS を作成するとともに、その記載事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

- (3) 対象物質等のうち、上記（1）及び（2）以外のもの（以下「表示・通知努力義務対象物」という。）を譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生規則第 24 条の 14 及び第 24 条の 15 の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に SDS の交付等により名称等を通知すること。また、労働者（表示・通知努力義務対象物を製造し、又は取り扱う事業者の労働者を含む。以下同じ。）に当該物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づき、容器又は包装に名称等を表示するとともに、譲渡提供者から通知された事項（表示・通知努力義務対象物を製造し、又は輸入する事業者にあつては、表示・通知促進指針第 4 条第 5 項の規定に基づき作成した SDS の記載事項）を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

8 既存の指針の廃止について

本指針の公表に伴い、労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針（平成 23 年 10 月 28 日付け健康障害を防止するための指針公示第 21 号）を廃止する。